

保守点検仕様書

受託者は、事故等を未然に防止するとともに、設備及び機器の耐用年数を全うするため、次の事項について日常、定期的及び臨時的に点検を行うこと。また、設備及び機器が常に正常に作動するよう、調整、給油脂、消耗品等の交換及び補充、軽微な塗装並びに清掃(機器、設備、配管、池及び槽等の清掃を含む)等の整備を行うこと。

(1) 日常点検

日常点検は、設備及び機器の運転状況等を確認し、異常の有無やその徴候の発見及び経年の状態比較などを主目的とする。主に計器による点検、外観目視等の五感により行うものとし、特に異音、振動、臭気、過熱の有無及び計器の指示、測定点等に注意すること。

(2) 定期点検

定期点検は、施設、設備及び機器の損傷、腐食及び摩耗状態の把握を主目的とし、適切な周期により点検を行うこと。

(3) 臨時点検

受託者は、故障等により設備及び機器の異常を発見した場合には、速やかに委託者へ報告し、異常の状況確認のため、臨時点検を実施すること。また、点検結果及び措置の内容を委託者に口頭及び書面にて報告すること。